

第8回栃木活性化サロン テーマ「キャッシュレス時代の到来」 ～地域におけるキャッシュレス・ビジョン～

◇ 令和元年5月22日開催

◇ ゲストスピーカー 関東経済産業局 流通・サービス産業課長 志村 典彦氏

「キャッシュレス化推進に向けて」

1. 日本のキャッシュレス決済の現状

《現状》

日本のキャッシュレス決済率は約20%（キャッシュレス決済が進展している国は40%～60%台）。

未来投資戦略2017では、今後10年間で倍増させ、40%程度を目指すとしている。

《キャッシュレス決済のメリット》

事業者：人手不足対策（レジ締め等の現金の取り扱い時間の短縮）。日常的な業務の効率化。従業員による現金の紛失などのトラブルの減少。現金の搬出入回数の減少（レジに置く小銭の両替）。

消費者：データの利活用により利便性が向上（家計簿や消費履歴の管理）。簡単に買い物が可能（スマホやカード一枚持っていれば買物ができる）。カード紛失・盗難時の被害リスクが低い（カード会社による保証）。

《キャッシュレス決済が普及しにくい背景》

治安の良さや偽札の少なさ等の社会情勢、店舗における端末負担コスト、ネットワーク接続料、加盟店手数料等のコスト構造の問題。

消費者が、現金に不満を持たず、キャッシュレス決済に漠然と不安を持っている。

2. キャッシュレス・消費者還元事業の概要

平成31年度予算案額2,798億円（新規）

実施期間：2019年10月より9か月間（2020年6月まで）

《制度概要》

一般の中小・小規模事業者については、

- ① 消費者が、補助事業の対象となるお店でキャッシュレス決済によって支払いを行った場合、5%のポイントを還元。（フランチャイズ等の場合は消費者還元2%（端末費用及び加盟店手数料の補助はなし））。
- ② 加盟店手数料は2.17%以下（決済事業者へ3.25%以下の引下げを条件。更に国がその1/3を補助）。
- ③ 中小企業の負担ゼロで端末導入（1/3を決済事業者、残り2/3を国が補助）。

《補助の対象となる事業者》

中小企業基本法で規定する中小・小規模事業者（フランチャイズチェーンは中小・小規模事業者に該当する加盟店のみ）

ただし、過少資本企業（直近の過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円超）は対象外。

《事業終了後の加盟店手数料》

補助事業期間終了後の手数料をどう設定するのかについて事前に明らかにすることを決済事業者に求めており、中小・小規模事業者は、自身に最も適した決済事業者を選択する必要がある。